

**訪問販売
お断り!!**



条例違反

このステッカーを無視して勧誘を行った場合は北海道消費生活条例(16条1項)違反となります。

(北広島市役所内)

北広島市消費生活センター

☎011-372-3311

(市役所代表)

消費者ホットライン

☎188(いやや!)